										8		
						文 化 庁	文部科学省	( 政			0	
	1			25		杉ぎ	藤忠	府参	= *    		水が	石に
					8	浦久外長	原がずき中で	考人)			商 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	洋らいち
							初等中等教育局長				学大臣	君(立憲
2.5		d The	T 4	* 2		0			39 30 4			憲

**発**言 ま

表(文章

(文部科学委員会)

ない旨をお答えいたしましたが、正しくは、

- $\Diamond$ < 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 この議事速報(未定稿)は、審議の参考に供するた 発言のまま掲載しています。 言、理事会で協議することとされた発言等は、 めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- < で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と今後、訂正、削除が行われる場合がありますの 受け取られることのないようお願いいたします。

## **〇白石委員** 白石洋一です。 〇宮内委員長 白石洋

夜間中学についてお伺いします。 大臣、よろしくお願いします。

校問題に生かしてほしいという観点から質問しま この夜間中学がもっと数が増えて、そして不登

ことができる形に変えていく、時代に合わせて変 られやすくし、そしてそこで学んで、不登校児で 当然ありますけれども、これをもっと不登校児向 えていくということをやっていただきたいという すから、その日の気分によって行ったり行かなか けにして、不登校の子供が入りやすく、受け入れ ふうに思うんですけれども、大臣、いかがですか。 ったりする、そういった子でもちゃんと卒業する 宗教団体に関する事務を処理することにはなって 〇永岡国務大臣 白石委員にお答えする前に、先 まず、この夜間中学、入学要件とか卒業要件は 柚木委員の最後の質問に対しまして、私は、

> 訂正をさせていただきたいと思います。 なっていないでございましたので、おわびをし 教団体に関するあらゆる事務を処理することには 7

います。機会を捉えまして周知を図ってきたところでござ を示しております。これまでも、 たまま夜間中学での受入れも可能であるとの考え 徒本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残し ころです。また、令和元年には、不登校の学齢生 認めることが望ましいとの考え方を示していると 業した方について、積極的に夜間中学への入学を 様々な事情から、学校に通えないまま中学校を卒 文部科学省では、平成二十七年に、不登校等の 済みません、白石委員にお答えいたします。 各種行政説明の

ます。 ついて、自治体の取組を促してまいりたいと考え点から、夜間中学における不登校生徒の受入れに 引き続きまして、多様な教育機会を確保する観

## **〇白石委員** 大臣の答弁、二つありました。

ついてどうぞ。 ようにするということなんですよ。まず、それ ったら、十三、十四、十五歳の子供たちも入れる ういう方ではなくて、現役の、今まさに、中学だ も、私が不登校児というふうに言っているのはそ 方も受け入れるようにするということですけれど 一つは、平成二十七年で、いわゆる形式卒業の

重した上で、 令和元年には、 〇永岡国務大臣 受入れも可能であるとの考えを示しておりまし 在籍校に籍を残したまま夜間中学で 不登校の学齢生徒本人の希望を尊 今お答えいたしましたけれども、

> て周知を図っております。 て、これまでも、 説明の機会を捉えまし

きるようにする、これはいかがですか。 校として、夜間中学を在籍校として選ぶことがで 間中学で学ぶことの条件になっているわけですね。 ですよね。これがまた一つの条件、入学要件、 つの選択肢として、ここだったら行けるという学 在籍校がなくても夜間中学で、現役の子供が一 在籍校に籍を残したままということ

## O藤原政府参考人 お答えいたします。

るわけでございますけれども、一方で、夜間中学 通常の学校とは違うわけでございます。 くという観点で、カリキュラムがかなりいわゆる 方とか、非常に多様な方の学習機会を保障してい そして、外国籍の方やあるいは年齢の超過された というのは御承知のように非常に多様な方がいて、 会が可能であるようにというふうな運用をしてい ら、先ほど申し上げたような改正を行って、そう 供たちの多様な学びを保障していくという観点か したとおりでございまして、これは、不登校の子 した不登校の学齢期の子供たちでも夜中で学ぶ機 仕組みにつきましては先ほど大臣がお答えしま

方で今そういう運用をしているということでござ その上で夜中でも学べるように、こういった考え ちと学ぶ機会というものも一応残しておきながら、 ころに残して、そこで学ぶ機会、同年代の子供た わけでございますけれども、一応、学籍を元のと そうした中で、もちろんその子供の状況による

〇白石委員 入学要件のところ、そういう答弁で

すけれども。

いうことは、いかがなものでしょうか。いうのが年間七百七十時間、これも緩和をすると定は三年間で卒業と。卒業するための履修時間と卒業のところも、卒業の要件も、中学だったら規立ここも考えてほしいんですけれども、もう一つ、

〇永岡国務大臣 夜間中学では、学齢経過者、つの赤岡国務大臣 夜間中学では、学齢経過者、つ

○白石委員 縮減をして七百七十時間、これがま

次の質問ですけれども、どうして夜間中学がなかできないのか。ニーズはたくさんあるはずないなかできないのか。それは、市町村が行なのになぜできないのか。それは、市町村が行なのになぜできないのか。それは、市町村が行なのになぜできないのか。それは、市町村が行なのになぜできないのか。それは、市町村が行ちっと、ちゃんと調べていない。でも、実際に首もっと、ちゃんと調べていない。でも、実際に首もっと、ちゃんと調べていない。でも、実際に首もっと、ちゃんと調べていない。でも、実際に首り、方がある。これがかなり緩い、分にすから、本当はもっともっとできるはずのに、今、全国で四十校でしかないということないなかできないのが、本当はもっというというにといった。

このニーズ調査をもっと国としてやり方を指道

とはニーズ調査も加味してやっていく。査で出るわけですね。その数字が大体あれば、あわゆるゼロ学歴九万人、これは市町村別に国勢調先ほど申し上げた小学校のみの八十万人とか、いしていくべきじゃないかなと思うんです。例えば、

二年の国勢調査で明らかになった潜在的な入学対させていただきました。
自治体で実施をいたしますニーズ調査は、令和させていただきました。
な関いで変にのけまして、改めて、夜間中学の設置、
を員会に対しまして、各都道府県、指定都市教育

設置に向けた検討を進めさせていただきたいと考れたしまして、多様なニーズを把握しながら、大学希望者を把握していく上で必要な手続である、学希望者を把握していく上で必要な手続であると考えております。

ているところです。

〇白石委員 大臣、文科省もそうですけれども、 〇白石委員 大臣、文科省もそうですけれども、 でも、やはり自分の尊厳のために学校は出たい、 ち、八十万人、あるいはもっと言えば八十九万人。 ち、八十万人、あるいはもっと言えば八十九万人。 ち、八十万人、あるいはもっと言えば八十九万人。 がです。大方はもういいよという方には違いないんでしょうけれども、絶対にいるはずです。 加えて、今、本当に親御さんが困っているのは、 不登校の問題。これは、今、全国で二十四万人い

加えて、今、本当に親御さんが困っているのは、不登校の問題。これは、今、全国で二十四万人いに行って、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒にに行って、おじいちゃん、おばあちゃんたちは非常に学習意欲が高い、やん、おばあちゃんたちは非常に学習意欲が高い、やん、おばあちゃんたちは非常に学習意欲が高い、ということで、この夜間中学がもっと生かせるんということで、この夜間中学がもっと生かせるんということで、この夜間中学がもっと生かせるんじゃないかということなんですね。

うに思うと思うんですね。れだったらやろうと首長が思ってくれるというふ夜間中学の希望が増えて、そして、市町村も、こそちらの方に重きを置いて、そうすれば、もっと、そういうことを考えたら、ニーズ調査はもっと

ては年間○・八億円、八千万円ですね。非常に少して、国の予算というのは、今、夜間中学につい村というのは増えてくると思うんです。それに対そういうことを考えれば、もっと手を挙げる市町ちょっと時間がないので次に行きますけれども、

すよ。

すよ。

すよ。

な含めたらもっとあるんじゃないかなと思うんで無の部分も含めたらもっと、あるいは内閣府のこと形 ば、これは文科省で、あらあらですけれども、七ないと思います。不登校問題という観点からすれ 十億ぐらいはあるということなんですね。厚労省

けれども、大臣、いかがですか。 するべき、 もっと資金的に充実させるべき、 不登校問題の対策として夜間中学を捉えたら、 予算を増加させるべきだと思うんです サポートを厚く

〇永岡国務大臣 夜間中学の教職員の定数は、ほ定 の永岡国務大臣 夜間中学の教職員の定数は、ほ定 を表記して、児童生徒の支援加配などの加配定数を化 大きまして、児童生徒の支援加配などの加配定数を化 中学も、スクールカウンセラーやスクールソーシ俗 中学も、スクールカウンセラーやスクールソーシ俗 中学を通じた不登校生徒に対する支援も可能でござ形 らを通じた不登校生徒に対する支援も可能でござ形 います。 加えまして、御指摘の事業を活用しましてを間要 かの中学校と同様に、学級数等に応じまして基礎指 います。 なっております経費を措置することも可能と は なっております。 いうふうに思います。

なっております。 ŋ

和六年度には六校の夜間中学が設置をされる予定じります。さらに、令和五年度には四校、そして令りの都道府県に四十校の夜間中学が設置をされておりこうした支援策などを通じまして、現在、十五のカン・・オールで いております。

文部科学省といたしましては、 引き続きまし

> けた取組を進めていきたいと考えております。 も一つ設置されるように、 指定都市に夜間 設置の促進、 充実に向 んなくと

これだと市町村はためらいます。二分の一とか三 やってくださいというメッセージが私は必要だと 分の二とか上げて、そして予算を積んで、もっと 国の支援というのは三分の一でしかありません。 んじゃないかと。もっと予算を増やして、さらに 〇白石委員 それをするに、その資金が足らない

鼓台、盛んです。しかし、そこに登録されていな 文化遺産に登録されたところでございます。 は、近年、最近、平成二十八年にユネスコの 〇永岡国務大臣 いんですけれども、大臣、一言いかがですか。 い。これについて、国としての支援をお願いした しかし、愛媛県の東予地域、非常にだんじり、太 一六年に山・鉾・屋台行事が三十三件登録されて、 形文化遺産登録というのがあります。 それで、次の質問ですけれども、 委員御指摘の山・鉾・屋台行 ユ ネスコの 無形 事

要となるわけでございます。 ましては、既に登録されている行事と同様に、国 象の保護措置が図られていることが求められてお 重要無形民俗文化財に指定されてい まして、山・鉾・屋台行事の拡張登録に当たり ユネスコの無形文化遺産の登録基準は、 ることが 提案対

いるほか、 している調査の結果を踏まえて判断することにな ます。同調査 指定に当たりましては、 これまでも文化財の調査官によります は、 文化庁の補助事業を活用して 現在、 自治体が実施 を

> いますので、 現地での助言 ございました。 〇白石委員 そして専門的、 助言などを行ってきて よろしくお願いします。 引き続きまして、調査に対する支援、 技術的助言を行ってまいります。 いるところでござ ありがとう

- 3 -